

## 1. 要点

本市はこれまで働き方改革の取組を継続してきたが、時間外在校等時間の目標（例：月 45 時間以内）の達成には至っていない。また、令和 7 年 6 月の法改正により、教員の業務量管理と健康・福祉の確保に関する措置について、計画の策定・公表および実施状況の公表が義務付けられた。

このため、従来計画を基盤に、法改正の趣旨に沿って内容を再整理した「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、学校・教育委員会が一体となって実効性ある取組を推進する必要がある。

## 2. 背景と課題

平成 28 年度以降、勤務実態の把握を継続し、平成 30 年に計画策定、令和 3 年に改定して取組を推進してきた。各校の時程工夫や ICT 活用等により一定の効果はあった一方、目標未達の状況が残り、改善の加速が必要である。

## 3. 今回の策定が必要な理由

- (1) 法改正対応（法：公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律 R7.6 改正）  
業務量管理・健康確保措置を計画的に実施し、策定・公表と実施状況の公表を行うことが求められる。
- (2) 実効性確保（目標・取組の再設計）  
従来の取組を踏まえつつ、目標、手段、点検方法を整理し、学校現場の主体的改善と教育委員会による支援・環境整備を一体で進める枠組みが必要。
- (3) 持続可能な学校体制（教育の質の確保）  
教職員の健康確保と勤務環境の改善は、教育活動を継続的に推進するための基盤であり、結果として子どもと向き合う時間の確保にもつながる。

## 4. 計画策定

- (1) 目標の設定
  - ① 時間外在校等時間に関する目標
  - ② 教職員個々のワーク・ライフ・バランスや「働きがい」「働きやすさ」の充実等に関する目標  
（子どもとの関わりを大切に含むものを含む）
- (2) 計画期間の設定  
令和 8 年度～12 年度。年度ごとに計画達成状況を確認し、目標数値等の再設定も視野に入れる。
- (3) 取組の方針、内容等
  - ① 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直しの検討・推進  
・ 部活動関係、市配置 S S の有効活用等
  - ② 本市教育委員会との連携を踏まえた学校における取組の推進

- ・各学校が主体的に取り組む業務改善の実施（働き方改革に係る校内ワークショップの活性化等）、ICTを活用した仕事の効率化、学校・家庭。地域の役割分担と連携・協働の推進等

③学校を支える本市教育委員会の取組推進

- ・環境整備の一層の推進（時差出勤制度試行、ペーパーレス化等）、時間外在校等時間が突出している教職員への改善の働きかけ

（４） 計画策定スケジュール

- 2月 総合教育会議にて計画素案を提示、意見集約  
計画素案を市内教職員に提示、意見を踏まえ計画をさらに検討
- 3月 教育委員会にて最終確認、3月末に策定
- 4月 施行